

令和6年(ワ)第6807号 投稿記事削除等請求事件

原告 部落解放同盟大阪府連合会 外1名

被告 宮部龍彦

答 弁 書

令和7年3月2日

大阪地方裁判所第22民事部合議2係 御中

被告 宮部龍彦

第1 請求の趣旨に対する本案前の答弁

- 1 本件訴えを却下する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。  
との判決を求める。

第2 本案前の答弁の理由

1 仮処分決定の効力について

原告らは、本件に先立つ仮処分(令和5年(ヨ)第768号)で記事削除や公表禁止を命ずる決定がなされたことを根拠として、本件でも当然に同様の結論が導かれると主張するかのようである。しかしながら、仮処分は本案訴訟における最終的な権利関係を確定するものではなく、暫定的救済にすぎない。

裁判所には、本案の審理で被告の主張・立証を改めて十分に考慮し、権利関係の存否や違法性の有無を再検討する責務がある。したがって、仮処分決定が存在することをもって直ちに本件請求が認められるわけではなく、本件訴えはそもそも本案審理において正否を判断しなければならない。

2 部落解放同盟大阪府連合会の当事者適格の欠如

部落解放同盟大阪府連合会(以下「大阪府連」という)は権利能力なき社

団である。一般に法人格を有しない団体が「業務遂行権」や「差別されない権利」を主張するためには、判例上厳格な要件が求められる。

大阪府連自身が、長年にわたり自治体等の支援を受けながら当該地域を同和地区と喧伝してきたことは明白である。自ら積極的に公表してきた以上、「地域が同和地区であること」をもはや秘匿情報として扱う余地はなく、団体としての人格権や業務遂行権が侵害されたと主張すること自体失当である。

また、原告大阪府連が本件訴訟を進行するにあたり、内部手続(規約に基づく組織決定)が適法に経ているかも疑問が残る。

よって、原告大阪府連にはそもそも原告となる当事者適格を欠き、本件訴えは却下されたい。

### 3 個人原告請求の不適法性

個人原告は、「部落出身者であること」を被告から新規暴露されたと主張するが、乙 9、乙 25 などの証拠が示すように、自ら当該地域を同和地区と積極的に情報発信してきた。よって、今さら「秘匿情報の暴露」という構成は成り立たない。

個人原告が部落解放同盟の活動や自治体との連携事業などを通じて広く表立って行動しているため、「原告が当該地域の住民である」こと自体が既に広く知られている。したがって、被告の記事により新たな差別の危険が生じたとは考えにくい。

被告の記事は、個人原告の氏名を名指ししたり、個人の私生活を暴露したりする態様ではない。社会通念上、プライバシー侵害や具体的な名誉毀損などに当たる記述も見当たらず、「新規の人格権侵害」は成立しない。

よって、個人原告についても「新たな情報の暴露」による人格権侵害は認められず、請求は不適法として却下されたい。

### 4 請求内容の曖昧性・広範性

原告らは記事の削除にとどまらず、将来の書籍出版やあらゆる公表手段

での情報発信禁止を求めている。しかし、すでに行政資料や歴史研究等で公にされている事実をここまで包括的に制限することは表現の自由を過度に侵害する。

また、どの範囲の情報が差止対象となるか明確ではなく、いずれにせよ実効性にも疑問が残る。

原告らの真の意図は、被告による「部落探訪」という活動そのものを今後一切止めさせたいところにあると推察される。だが、それは取材や記事作成といった表現活動を包括的に封じ込めることを意味し、憲法 21 条が保障する表現の自由に照らして到底認められない。

仮に本件記事を削除しても、被告が改めて別の趣旨や視点で同地域を取材し、記事を掲載する可能性まで否定する法的根拠は存在しない。従って、将来的な「部落探訪」自体の禁止を望む原告らの請求は、もとより訴えの利益を欠き、理由がないといわざるを得ない。

### 第3 請求の趣旨に対する本案の答弁

- 1 原告の請求を棄却する。
  - 2 訴訟費用は原告らの負担とする。
- との判決を求める。

### 第4 本案に対する認否および被告の主張

本案前の却下が認められない場合に備えて、以下のとおり本案についても答弁する。

- 1 請求原因に対する認否
  - (1) 「被差別部落である地域をインターネットで暴露され、差別されない権利が侵害されている」との主張(訴状第 1～4 章要旨)争う。

被告は「部落探訪」という名目で地域の歴史・現状を取材し、既に公になっている事実を再紹介しているにすぎない。部落解放同盟自ら当該地域を同和地区として公表しており、被告の投稿をもって新たな差別誘発を構成するとはいえない。

また、原告らは当該地域が部落である旨を積極的に啓発活動や石碑設置(乙 19,23)などで広報してきた。よって「差別を誘発させる」との主張は当を得ないものである。

また、写真や記述はいずれも公道等から得た客観情報に基づいており、差別的表現や誹謗中傷も含まれない。したがって、「暴露による権利侵害」は否定される。

- (2) 「原告大阪府連や個人原告の人格権・差別されない権利の侵害」との主張(訴状第 5～6 章要旨)

被告の行為は公開情報の二次的引用と現地レポートにとどまり、原告側が主張するような差別助長や新規のプライバシー侵害を生じさせるものではない。

被告の投稿によって新たに生じたプライバシー侵害や差別の危険は具体的に示されておらず、「長年の社会的活動実態を可視化しただけ」である。よって、原告らが主張するような人格権・差別されない権利の侵害は成立しない。

部落差別の歴史的・社会的構造により「恐怖」や「不安」を感じるという抽象的主張はあるが、それを根拠に被告による不法行為を認めることはできない。

- (3) 「被告は意図的に部落差別を煽り、その結果原告らに精神的苦痛や社会的排除をもたらした」との主張(訴状第 7～8 章要旨)

争う。

被告は市営住宅や補助金といった公共の利害に関わる要素を取材し、

資料に基づいて発信しているにすぎない。かえって解放同盟や人権協議会が税金を受領し、組織活動や不法占拠(乙 21)などを行った歴史を周知させることには公益性がある。

従って、被差別部落がどうこうというより、公的事実を報道類似の形態で公開する行為である以上、不法行為は成立しない。

また、原告らが主張する「意図的な差別拡大」は何ら立証されていない。被告が SNS や動画サイトでアカウント凍結等を受けたことも(後記第3(2)参照)、当該プラットフォームの恣意的ガイドラインや通報システムによるものであり、法的判断による違法性認定とは無関係である。

## 2 本件請求が棄却されるべき理由

### (1) 既に周知されている情報の再提示にとどまる

乙 10～乙 13、乙 26～乙 29 などの証拠が示すように、本件地域は部落解放同盟の出版物や自治体の公式サイト、歴史資料等によって半世紀以上にわたり同和地区として公知である。原告ら自身が積極的に公表してきた事実も無視できない。

被告の活動は地域の実情や歴史的経緯を広く社会に伝え、人権施策や公共事業の在り方について考える材料を提供するものである。差別的表現や排除を推奨する言動は一切なく、むしろ公益的言論として尊重されるべきである。

全国部落調査裁判においても、真に問題とされたのは「未公開の網羅的な部落リスト」を提示し、検索ツールを提供する行為であり、本件のように既存の公知情報を地域レポート的に再紹介する行為とは根本的に異なる。

### (2) 公益目的の表現行為であり、差別助長の意図はない

被告は、地域の歴史的経緯や人権施策の在り方を社会的議論に供するため、当該地域の実態を取材して記事化したにすぎない。本件記

事は部落差別を扇動するものではなく、事実と資料に基づいた報告の域を出ないものである。

公共の利害に関わる問題に対しては、表現行為として一定の尊重が与えられるべきであり、この記事が同和地区住民を不当に誹謗中傷したり、具体的差別行為を推奨したりした事実は全く存在しない。原告の「被告が差別を拡大させる意図を持っている」という主張に足る証拠はない。

むしろ、被告は本件地域の課題や歴史的経緯を包み隠さず伝え、必要な再生施策・人権意識向上の議論を惹起しようとしている。これを単に「差別助長」と決めつけるのは原告の主観的推測にすぎない。

(3) 具体的差別被害の立証が皆無

原告は「恐怖」「不安」「名誉感情の侵害」など抽象的主張を繰り返すが、被告の記事公開により、具体的に就職差別・結婚差別などの被害が発生した証左は立証されていない。実害が立証されなければ、不法行為の成立は認められない。

差別の危険性を論じるのみで「実際に侵害が生じているか」という要件事実が曖昧となっている。

むしろ、原告らの「恐怖」「不安」「名誉感情の侵害」こそが部落に対する根拠のない偏見であり、「差別意識」そのものである。

東京高裁令和 5 年判決が「具体的差別事例がなくても平穏な生活を侵害する可能性がある」と述べる点は承知するが、本件では既に周知の情報が中心であり、新たな加害的情報提供や個人特定を行っていない。したがって、そのような抽象的恐怖を全面的に被告の責任に転嫁することは認められない。

(4) 団体活動や個人生活への妨害がない

大阪府連も個人原告も、むしろ積極的に市からの補助金を受け、各

種啓発事業や催しを行い、社会的活動を継続している。これを妨げる具体的事実は見当たらない。

したがって、「被告が情報を掲載することで回復不能の重大な損害が生じている」という主張は、根拠を欠く。回復困難性が認められない以上、差止請求は失当である。

むしろ、原告ら自身が当該地域を広報し事業を進める中で、被告の記事公開が積極的妨害になった事例は皆無である。これは「差別を誘発した」という原告の主張が過度に抽象的であり、実害が全く示されないことを裏付ける。

(5) 差止・損害賠償は理由がない

以上のとおり、公知情報の再整理にとどまる本件記事に違法性はなく、原告に重大かつ回復不能な被害を生じさせている事実もない。

結局、原告らの請求は、本件地域が「被差別部落」と呼ばれ続けてきた社会背景を被告に転嫁しているにすぎず、法的根拠を欠く。よって削除や差止め、そして損害賠償請求はいずれも認められない。

3 追加的主張(本件訴訟で原告が言及する各事実への反論)

(1) 広告収入・収益化について

原告らは、被告がウェブサイト閲覧数に基づく広告収入を得ていることをもって、「部落差別を金儲けに利用している」と主張している。しかしながら、被告がサイト上の広告を掲載して収益を得ることは、一般的なウェブ運営の範囲にすぎず、これをもって差別意図や違法性が直ちに推認されるわけではない。むしろ、記事制作・サーバー管理等のコストを賄う通常の実態として合理性が認められる。よって収益化の事実が本件を違法とする根拠にはならない。

加えて、多くのメディアや個人ブログが広告収入を得ている現状に鑑みれば、収益化自体はインターネット上の一般的ビジネスモデルである。

仮に営利目的であっても、そこに「差別拡大の意図」が認められない以上、違法性は導けない。

## (2) SNS 凍結・YouTube 削除の事実

原告らは、被告が SNS(旧 Twitter 社)アカウントの凍結や YouTube の動画削除を受けたことをもって「差別投稿であることが証明された」と言わんばかりである。しかし、これらプラットフォームのコンテンツガイドラインは民間事業者による独自規約であって、法的な違法性判断とは別次元である。また、各プラットフォームはそれらの判断の詳細な過程や理由について開示していない。SNS・動画サイトの独自規定に基づく削除や凍結が行われたからといって、本件記事の違法性が確定したとはいえない。

むしろ、SNS や YouTube 等での凍結・削除は通報や自動判断が多分に影響し、公正な司法審査と異なる。仮に規約違反があったとしても、被告が部落差別を拡大しようとする意図を実証する根拠にはならない。

## (3) 法務省依命通知への反論

原告らは、法務省人権擁護局の依命通知(平成 30 年 12 月 27 日付)を根拠に、「同和地区情報の公表自体が原則として違法」と主張する。しかし、同依命通知は行政内での人権擁護上の取扱指針を示したものであって、強制的な法規範ではない。加えて、本件で問題とされる情報は原告ら自身も既に公表してきた周知情報であり、新たに当事者を特定して差別を煽る行為とは異なる。よって、依命通知の文言によって直ちに本件記事の違法性が導かれるわけではない。

また、同通知の趣旨は「差別を助長する意図で同和地区情報を利用する行為」を牽制するもので、被告が本件記事において示すのは公益的・歴史的観点からの現地報告に過ぎない。したがって、依命通知が想定するような差別助長の構成を充たすものではない。



(4) 全国部落調査裁判(東京高裁令和5年判決)との相違点

原告らは、同判決で「差別されない権利」が認められたことから本件も当然違法とするよう主張する。しかし、全国部落調査裁判は「未公開の部落所在地を網羅的に示す書籍やデータ」が争点であり、本件のように既に広く公表された地域を個別に、かつ実際に探訪して掲載することは事案が大きく異なる。

実際、令和3年9月27日東京地裁判決(甲2の1)では、被告の探訪記事に部落解放同盟委員長のものと思われる家屋や自動車が映り込んでいたことについて、違法とは認めなかった(東京地裁判決49頁)。この判断は高裁判決でも変更されず確定している。

なお、全国部落調査裁判では部落解放同盟の法人としての請求は棄却されている。

加えて、本件における撮影・記述は公道から得た客観情報の範囲で行われたもので、新規のプライバシー侵害や住民の個人名指し情報を提供した事例ではない。全国部落調査のように網羅情報を作成したわけではなく、判例理論をそのまま適用できない。

4 結語

原告らは本件地域に関する情報を自ら広く公表し、むしろ自治体等と連携して利用している以上、もはや秘匿されるべき情報の暴露という構成は成り立たない。

被告の記事は、社会問題としての被差別部落の歴史や現状を報じるものであり、営利目的の差別助長行為ではない。表現の自由の観点からも違法性は否定される。

また、SNS や動画プラットフォームでの凍結・削除措置、法務省依命通知の存在等は、それぞれ司法の基準とは別個のものであって、本件が直ちに違法となる根拠とはいえない。

原告側が主張する具体的差別被害の立証はなく、団体活動や個人の生活が重大に妨害されているともいえない。

よって、原告の本件請求は不適法かつ理由がなく、全面的に棄却されるべきである。

以上